（案）

令和９年１～12月「Ovid Nursing Full Text」他２誌インターネットサービス利用に係る業務委託契約書

群馬県公立大学法人　理事長　柏倉　健一（以下「甲」という。）と、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、Wolters Kluwer が提供する「Ovid Nursing Full Text」、「Journal of Computer Assisted Tomography」、「Radiology」の情報サービスの利用に関する業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第１条　「Ovid Nursing Full Text」は、インターネットを経由して雑誌論文を中心とした学術情報の全文、または文献データを検索して閲覧できるオンライン・データベースであり、「Journal of Computer Assisted Tomography」及び「Radiology」は、インターネットを経由して診療放射線学分野を中心とした学術論文を閲覧できるサービスである。甲は、Wolters Kluwer が提供する「Ovid Nursing Full Text」、「Journal of Computer Assisted Tomography」、「Radiology」の情報サービスの利用に関する業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　この契約による委託期間は、令和９年１月１日から令和９年 12 月 31 日までとする。

２　令和９年３月 31 日までに甲又は乙から契約を解除する等の通告がないときは、同一の契約条件のもと令和９年度における予算の範囲内で契約を継続することができる。

（委託料）

第３条　委託料は、金＿＿＿＿＿＿円とする。

内訳：リバースチャージ対象額　＿＿＿＿＿＿円

課税対象額　＿＿＿＿＿＿円

消費税及び地方消費税額　＿＿＿＿＿＿円

※平成 27 年 10 月１日以後の国境を越えた役務の提供等に係る消費税の課税に関し、甲は、上記電子リソース利用料に係る取引について、免税事業者である場合や経過措置の適用対象となる等の例外的な場合を除き、「リバースチャージ方式」により特定課税仕入れに対する消費税及び地方消費税の額を申告・納税するものとする。

（報告及び検査）

第４条　乙は、契約期間を令和９年１月１日から同年３月 31 日までと、令和９年４月１日から同年 12 月 31 日までに分割し、それぞれの期間の終了後速やかに本件業務に関する報告書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の報告書を受理したときは速やかに本件業務の実績について検査を行うものとする。

（代金の請求及び支払）

第５条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、速やかに本件業務に関する請求書を甲に提出するものとする。

２　委託料は前条第１項で分割した期間ごとに支払うものとする。

３　甲は、第１項による請求書が正当であると認めたときは、当該契約期間の末日が属する月の翌月末日までに代金を支払うものとする。

（契約保証金）
第６条　甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託内容）
第７条　本件業務の内容は、別に定める仕様書のとおりとする。

（再委託の禁止）
第８条　乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託することができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
２　乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
３　乙は、第１項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（解除等）
第９条　甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
（１）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
（２）乙の本件業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
（３）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
（４）本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
（５）乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
２　甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第１号又は第２号に該当する場合は、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の１に相当する額の支払いを求めることができる。
３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）
第 10 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。
（１）この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第１号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
（２）この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の２に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
３　乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
４　前条第３項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）
第 11 条　乙が、第９条第２項並びに前条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）
第 12 条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）
第 13 条　乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）
第 14 条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）
第 15 条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）
第 16 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県公立大学法人契約事務取扱規程（群馬県公立大学法人規程第 26 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和８年＿月＿日

甲　群馬県佐波郡玉村町大字上之手１３９５－１
群馬県公立大学法人
理事長　柏倉　健一

乙 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿